

令和元年五月

令和元年五月文京区議会招集議会議案

文京区



目次

議案第一号 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例

1頁



議案第一号

文京区特別区税条例等の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和元年五月二十八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特別区税条例等の一部を改正する条例

(文京区特別区税条例の一部改正)

第一条 文京区特別区税条例(昭和三十九年十二月文京区条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「においては、法第三百十四条の七第一項」を「には、同項」に、「同項第一号に掲げる寄附金」を「同条第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「第十八条及び前条」を「前二条」に改め、同条第二項中「第三百十四条の七第二項」を「第三百十四条の七第十一項」に改める。

付則第三条中「から平成三十四年度まで」を「から令和四年度まで」に改める。

付則第三条の五の二第一項中「から平成四十三年度まで」を「から令和十五年度まで」に、「から平成三十三年まで」を「から令和三年まで」に、「附則第五条の四の二第六項(同条第九項)」を「附則第五条の四の二第五項(同条第七項)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第二項とする。

付則第三条の六中「第三百十四条の七第二項第二号」を「第三百十四条の七第十一項第二号」に改める。

付則第四条第一項中「から平成三十三年度まで」を「から令和三年度まで」に改める。

付則第五条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第一項中「によつて」を「に

より」に、「第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金」を「第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第三項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第二項及び第三項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

付則第五条の二中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

付則第六条第一項中「法附則第三十条第一項」を「平成十八年三月三十一日までに初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第三十条第一項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「附則第三十条第六項第一号及び第二号」を「附則第三十条第二項第一号及び第二号」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「第二項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第三十九条第一項第二号ア

三千九百円	千円
六千九百円	千八百円
一万八百円	二千七百円
三千八百円	千円

五千円

千三百円

付則第六条第五項を同条第二項とし、同条第六項中「附則第三十条第七項第一号及び第二号」を「附則第三十条第三項第一号及び第二号」に改め、「以上の軽自動車」の下に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「第三項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第三十九条第一項第二号ア	
三千九百円	二千円
六千九百円	三千五百円
一万八百円	五千四百円
三千八百円	千九百円
五千円	二千五百円

付則第六条第六項を同条第三項とし、同条第七項中「附則第三十条第八項第一号及び第二号」を「附則第三十条第四項第一号及び第二号」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「第四項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第三十九条第一項第二号ア	
三千九百円	三千円
六千九百円	五千二百円

	一万八百円	八千百円
	三千八百円	二千九百円
	五千円	三千八百円

付則第六条第七項を同条第四項とする。

付則第六条の二第一項中「から第七項まで」を「から第四項まで」に改める。

付則第十一条第一項及び第二項中「から平成三十二年度まで」を「から令和二年度まで」に改める。

付則第十五条第一項中「から平成三十五年度まで」を「から令和五年度まで」に改める。

第二条 文京区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第二十三条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第九十条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第一項の申告書を提出するときは、法第三百十七条の二第一項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第二十四条の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第二十四条の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第二百三条の五第一項」を「第二百三条の六第一項」に改め、「ならない者」の下に「又は法の施行地において同項に規

定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「同法第二百三条の六第一項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第二十四条の三第二項中「第二百三条の五第二項」を「第二百三条の六第二項」に改め、同条第四項中「第二百三条の五第五項」を「第二百三条の六第六項」に改める。

第二十五条第一項中「によつて」を「により」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「においては」を「には」に改める。

付則第五条の三に次の三項を加える。

2 都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車（法第四百四十六條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は法第四百五十一條第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第二十九条の九第三項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 都知事は、当分の間、第一項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第五条の五の規定により読み替えられた第三十七条の七第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等

を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第二十九条の十一の規定によりその例によることとされた法第六十一条第一項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

付則第五条の三を付則第五条の三の二とし、付則第五条の二の次に次の一条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第五条の三 法第四百五十一条第一項第一号(同条第四項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間(付則第五条の七第三項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第三十七条第一項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

付則第五条の四の見出し中「環境性能割の」の下に「非課税及び」を加え、同条中「対しては」の下に「、都における自動車税の環境性能割の減免の例により」を加え、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

当分の間、第三十七条の三の規定にかかわらず、都が法第四百四十八条第二項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

付則第五条の七に次の一項を加える。

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第三十七条の五(第二号に係る部分に限る。)

及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「百分の二」とあるのは、「百分の一」とする。

付則第六条中「指定」の下に「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の三項を加える。

2 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十九条の規定の適用については、当該軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十九条第一項第二号ア	
三千九百円	千円
六千九百円	千八百円
一万八百円	二千七百元
三千八百円	千円
五千円	千三百円

3 法附則第三十条第三項第一号及び第二号に掲げる法第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第三十九条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令

和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十九条第一項第二号ア

三千九百円	二千円
六千九百円	三千五百円
一万八百円	五千四百円
三千八百円	千九百円
五千円	二千五百円

4 法附則第三十条第四項第一号及び第二号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第三十九条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十九条第一項第二号ア

三千九百円	三千円
六千九百円	五千二百円

一万八百元	八千百元
三千八百円	二千九百円
五千円	三千八百円

付則第六条の次に次の一条を加える。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第六条の二 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第二項から第四項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第四十条第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第四十三条及び第四十四条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第三条 文京区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「又は寡夫」を「寡夫又は単身児童扶養者」に、「百二十五万円」を「百三十五万円」に改め、同条第二項中「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える。

第十七条中「第三百十四条の二第一項の各号」を「第三百十四条の二第一項各号」に改め、「又は同条第二項」を削り、「においては」を「には」に、「から第十二項まで」を「及び第三項から第十二項まで」に、「雑損控除額」を「雑損控除額」に、「扶養控除額又は」を「又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、同条第二項、第七項及び第十二項の規定により」に改め、「基礎控除額を」の下に「それぞれ」を加える。

第十九条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第一号ア及び第二号ア中「においては」を「には」に改める。

付則第二条の二の二第一項中「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える。

付則第六条に次の一項を加える。

5 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち自家用の乗用のものに対する第三十九条の規定の適用については、当該軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

付則第六条の二第一項中「から第四項まで」を「から第五項まで」に改める。

(文京区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 文京区特別区税条例の一部を改正する条例(平成二十七年十月文京区条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

付則第三条第二項第三号中「から平成三十一年九月三十日まで」を「から令和元年九月三十日まで」に改め、同条第十三項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第十四項の表第五項の項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同表第六項の項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

(文京区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第五条 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成二十九年三月文京区条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中文京区特別区税条例付則第六条の改正規定を次のように改める。

付則第六条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「平成十八年三月三十一日までに初めて道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた」を削り、「令和元年度分」を「当該軽自動車が最初の法第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第二項から第四項までを削る。

付則第一条第二号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

付則第三条第二項中「平成三十二年分」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

(文京区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 文京区特別区税条例の一部を改正する条例(平成二十九年十月文京区条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

付則第二条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

(文京区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第七条 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成三十年六月文京区条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

付則第一条第二号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第三号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第四号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第五号中「平成三十四年十月一日」を「令和四年十月一日」に改める。

付則第二条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

付則第六条第一項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同条第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項中「三十二年新条例」を「二年新条例」に改める。

付則第八条第一項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第二項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改め、同条第三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項中「三十三年新条例」を「三年新条例」に改める。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中文京区特別区税条例第十九条の二の改正規定並びに同条例付則第三条の六、第五条及び第五条の二の改正規定並びに次条第二項から第四項までの規定 令和元年六月一日

二 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第六条の規定 令和元年十月一日

三 第二条中文京区特別区税条例第二十三条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定並びに第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十五条第一項の改正規定並びに付則第三条の規定 令和二年一月一日

四 第三条中文京区特別区税条例第十条、第十七条及び第十九条の改正規定並びに同条例付則第二条の二の二第一項の改正規定並びに付則第四条の規定 令和三年一月一日

五 第三条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第七条の規定 令和三年四月一日  
（区民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の文京区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中区民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の区民税について適用し、平成三十九年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第十九条の二並びに付則第三条の六及び第五条の二の規定は、令和二年度以後の年度分の区民税について適用し、令和元年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 新条例第十九条の二第一項及び付則第五条の二の規定の適用については、令和二年度分の区民税に限り、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十九条の二第一項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）
付則第五条の二	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）
送付		送付又は文京区特別区税条例等の一部を改正する条例（令和元年 月文京区条例第 号）付則第二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第一条の規定による改正前の文京区特別区税条例付則第五条第三項の規定による同条第一項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例付則第五条第一項から第三項までの規定は、区民税の所得割の納税義務者が前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第一条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第三条 付則第一条第三号に掲げる規定による改正後の文京区特別区税条例（次項及び第三項において「二年新条例」という。）第二十三条第五項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和二年度以後の年度分の

区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの区民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 二年新条例第二十四条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、付則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき文京区特別区税条例第二十三条第一項に規定する給与について提出する二年新条例第二十四条の二第一項及び第二項に規定する申告書について適用する。

3 二年新条例第二十四条の三第一項の規定は、付則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第一条の規定による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下この項において「新所得税法」という。）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（新所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する二年新条例第二十四条の三第一項に規定する申告書について適用する。

第四条 付則第一条第四号に掲げる規定による改正後の文京区特別区税条例第十条、第十七条、第十九条及び付則第二条の二の二第一項の規定は、令和三年度以後の年度分の区民税について適用し、令和二年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第五条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成三十分年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第六条 別段の定めがあるものを除き、付則第一条第二号に掲げる規定による改正後の文京区特別区税条例（次項において「元年十月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年十月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和二年度以後の年度分の軽自動車税の種別

割について適用する。

第七条 付則第一条第五号に掲げる規定による改正後の文京区特別区税条例の規定は、令和三年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

